

銀行貨幣と国家貨幣

—MMT の貨幣・信用論への疑問—*

楊 枝 嗣 朗

目 次

- I ケインズ『古代通貨草稿』と貨幣論の再構成
- II 現代貨幣=国家貨幣観の盛行
- III MMT の銀行信用論の構造

I ケインズ『古代通貨草稿』と貨幣論の再構成

計算貨幣論やイマジナリー・マネーについて画期的な見解を表明したイネス「貨幣とは何か？」(1913年)やクナップ『貨幣国定学説』(1905年)を、文字通り踏襲したケインズ「古代通貨草稿」(1920-26年、『ケインズ全集』第28巻所収, 2013年, 那須正彦訳)は、BC 3千年紀中葉の金属硬貨なき古代メソポタミアでは、それまで数世紀、あるいは千年にも亘ってイマジナリーな「計算貨幣」が存在したことを強調した。これによって、「貨幣は、交換から、交換のなかで発生するのであり、交換の産物である」、すなわち、「貨幣結晶は、・・・交換過程の必然的産物である」(マルクス)という古典派以来の貨幣論の長年の常識は覆されることとなった。

「或る特殊な種類の刻印ないし打刻貨幣 [sealed or coined money] が前6-7世紀に小アジアで初めて造幣されたという理由で、貨幣経済の特徴は、ギリシャにおけるよりも、そこで遥かに古かったわけではないと考えられて来た。しかしながら、事実上、刻印貨幣の工夫は非常に些細な意味を持つ発明でしかなかった。バビロニアの慣行における初めての重要な革新は、本質的に現代的なそれ、即ち代表貨幣 [representative money] の発明であった。地方的なトレードマークをもつ金属小片のスタンピングは、広汎な重要性を全く持たない単なる厚かましい虚栄、愛国心あるいは宣伝の小片にすぎない。

それは幾つかの重要な商業地域において、決して流行ることのなかった慣行である。……コインの無いところでは、物々交換（バーター）が行われていたという多くの著者たちの仮定は、真実とは程遠いものである。」⁽¹⁾「貨幣の特異な性質については、少なくとも次の幾つかの事柄が考えられるであろう。(1)それは宗教的賦課、罰金あるいは賞金のような或る慣習的な価値評価を表わすために規則的に用いられるか、(2)それは貸金や契約が表現される文言として用いられるか、(3)価格が表現される文言として用いられるか、或は(4)交換の慣行的媒体として用いられるか、である。最初の三つのケースでは、問題の事案は、計算貨幣 [money-of-account]に相当し、四番目のケースでは、それは実際の貨幣[actual money]として用いられる。今、最重要な社会的および経済的目的に対して、大切なのは計算貨幣である。何故なら、契約の、そして慣習的債務の主題であるのは、計算貨幣なのであるから。」⁽²⁾「そしてまたバビロニア、地中海周辺およびヨーロッパにおける中世世界のあらゆる重量基準は、その最小単位として小麦粒が大麥粒の何れかに……基礎を置いて来た。」⁽³⁾これらの重量基準から計算貨幣が生まれたのである。ウル第3王朝の王「ドゥンギが前第三千年紀半ばにウルのために定めたムナ、あるいはミナは、我々の実証的な知識の示す限りでは、最初期の重量基準である。最近の諸発見は、しかしながら、組織化された経済生活の起源を、これまで考えられていたよりも遥かに早い時期にまで遡らせて来たのであって、その治世下に貨幣、利子、契約、領収証、そして為替手形さえ十分に確立していたドゥンギの何世紀あるいはもしかすると千年も前に、重量物が存在したに相違なく、シュメール人の古代文明は、それに引き続く時代よりも、遥かに多く充分に発展していたのである。 / 我々は、ドゥンギのムナの凡その重さだけでなく、当時通用した重量物一覧表をも以下の通り知っているのである。 / 1タラント=60ムナ、1ムナ=60ギン或はシケル、1シケル=60ギン—ツウル或は小シケル、1小シケル=3シェ或は小麦粒。」⁽⁴⁾「他方、貴金属の、貨幣としての……成熟した使用は、少なくとも2千年以上にわたって、バビロニアの影響下の領域内で、既に普遍的に行われて来た。時間的要素を伴う貸付や契約がその数値で表現され得る貨幣というものの導入は、原始社会の経済状態を真に変革

するものである。そして、この意味での貨幣は、バビロニアにおいて、高度に発展した形で、ソロン（古代ギリシャ、アテネの政治家－引用者）の時代より何年も——ピアポント・モルガン氏からソロンに遡る年数程——前に存在し、その発祥の地で全期間を通じて持続的な伝統を有した。」⁽⁵⁾

かくのごとく計算貨幣と金属貨幣とは峻別され、国家によって制定された抽象的な計算貨幣の生成が貸付取引に結びつけて論じられている。

こうした主張は、金属貨幣など存在しなかった紀元前18世紀前半の古代バビロニアの『ハムラビ法典』によっても裏付けられている。貸付は役人の面前での書式による契約が必要で、貸付金利は、穀物の場合には33 1/3%、銀の貸付には重量の20%までに制限されていた。債務の担保には土地、動産、債務者本人や妻、愛人、子供、奴隷などが供され、債務の為の人的隷属は3年までに限定されていた。⁽⁶⁾

ケインズの古代貨幣についての見解は最近では広く受け容れられつつあるように思われる。ホーマー『利子率の歴史』（1963年、1991年）は、以下のように指摘している。「貸付取引（credit）はインダストリー、銀行業、打刻貨幣よりも歴史的に遥かに先行していた。」「打刻硬貨の造幣はBC1千年紀からであるが、BC3千年紀頃のシュメールの記録によると、貸付取引が制度的に使われていたことが明らかである。／有史以前に、価値の共通の尺度や交換手段が発展する以前でさえ、貸付取引は恐らく存在したであろう。・・・貸付取引は、経済活動のまさに最初期の局面から存在していたのであり、物々交換自体の発展以前にさえ実在していたのである。」現物での貸付取引（credit）の展開は、「品質や尺度による標準を必要とするようになる。」「実際、そのような貸付は、初歩的な尺度や貨幣的標準の発展に導いたであろう。・・・その後のより一層の発展は、あらゆる返済に共通の尺度、即ち、貨幣を生み出すことになった。穀物、土地、動産、あるいは貨幣そのものによる利子付きか利子無しの貸付すべては、貨幣によって返済されるようになったのである。」⁽⁷⁾

貨幣の起源をめぐるこのような理解は、ケインズ『貨幣論』（1930年）でより明快に論じられている。「計算貨幣（money of account）、すなわちそれによって債務や価格や一般的購買力を表示するものは、貨幣理論の本源的概

念である。／・・・／ 貨幣それ自体は、債務契約および価格契約がその引渡しによって履行され、貯蓄された一般的購買力がその形をとって保持されるものであって、その特質はその計算貨幣との関連に由来するものであるが、それは債務と価格とが、まず第1に、計算貨幣によって表示されていないからである。・・・本来の貨幣は、この言葉の完全な意味内容からいって、ただ計算貨幣とのかかわりでしか存在することはできない。／貨幣と計算貨幣との区別は、計算貨幣は記述あるいは称号であり、貨幣はその記述に照応する物である・・・。」⁽⁸⁾

そしてケインズは、それら計算貨幣や貨幣は国家によって制定されたとみる。「ところで、契約と付け値とに言及することによって、既にわれわれはそれらを履行させることのできる法律あるいは慣習を導入している。すなわちわれわれは、国家あるいは社会を導入しているのである。さらに貨幣契約の一つの特殊な性質は、国家または社会が、単に引渡しを強制するだけでなく、計算貨幣をもって締結されている契約の合法的あるいは慣習的な履行として引き渡されなければならないものは何かということをも決定する点にある。・・・この権利は、すべて近代国家が要求しており、そして少なくとも約4000年の間そのように要求し続けてきた。クナップの表券主義（chartalism）—貨幣はとくに国家の創造物であるという学説—が完全に実現されるのは、貨幣がこの段階に到達したときである。」⁽⁹⁾「表券主義的貨幣即ち国家貨幣の時代は、国家が、一般に行われている計算貨幣に対して、いかなるものを貨幣としてこれに照応させるかを布告する権利を要求したときに——国家が辞典の使用を強制するだけでなく、辞典を作る権利をも要求したときに——達せられた。今日すべての文明社会の貨幣は、議論の余地なく表券主義的〔貨幣〕である。」⁽¹⁰⁾

以上のケインズの見解は、今ではよく知られており、また「全ての文明社会の貨幣は、表券的である」との断定も、長く軽蔑の眼差しで見られていたクナップの『貨幣国定学説』を復権させるものである。このように古代通貨の考察で得た、計算貨幣と打刻金属通貨をめぐる貨幣の起源論は、貨幣論の常識を打ち碎き、新たな貨幣論展開を予想させるものであった。

われわれがケインズの『古代通貨草稿』に着目したのは、イギリス近代初

期の『商業必携』に例外なく記述されていたイマジナリー・マネーとリアル・マネーの存在であり、さらに17世紀末のイングランド大改鑄をめぐるロック＝ラウンズ論争での争点となった金属通貨の intrinsic value と extrinsic value の峻別に出会ったからであった。詳しくは拙著⁽¹⁾に譲るが、金属通貨の通用価格が長期にわたってその内在価値と大きく乖離し、金属硬貨の金属それ自体が価値の尺度を果たさず、商人たちが創出した「非国家的支払同盟」の「価値単位」（計算貨幣）であるイマジナリー・マネーが地金価格、金属通貨、物価、為替相場の標準となっていたヨーロッパ中世後期・近代初期における事実は、貨幣・信用制度論の構成を一変させるものであった。

それゆえに、古代メソポタミアにおける金属通貨出現以前に「計算貨幣」が存在し、それに基づき信用、価格、利子、担保等々の取引が展開されていた事実を明らかにした『古代通貨草稿』の記述は、不換銀行券論争や不換の国際通貨ドルをめぐる国際通貨論争を、かつて激しく展開していたマルクス貨幣信用研究がその後、陥っている閉塞状況を打開するように思われた。さらに、イマジナリー・マネー、すなわち、計算貨幣が問いかける貨幣の抽象性と債務性、さらにはクナップの言う「非国家的支払同盟」と、国家が制定した計算貨幣と金属貨幣の「国家的支払同盟」との相克から、資本主義的貨幣信用制度の形成を新たな視点で展開出来るのではないか考えた。⁽¹²⁾

ところが今日、ケインズ『古代通貨草稿』が提示した貨幣起源論は、L. Randal レイや S. ベルらによって銀行信用の俗説をベースに、国家貨幣一色の貨幣論ともいうべき MMT（「現代貨幣理論」）に衣替えさせられている。現代貨幣は如何に把握されるべきであろうか。

*本稿は第9回ケインズ学会全国大会（明治大学、2019年11月30日）で報告したものである。報告機会をいただいた同学会理事の小畑二郎氏に御礼申し上げます。

- (1) 『ケインズ全集』第28巻、社会・政治・文学論集、ドナルド・モグリッジ編、那須正彦訳、東洋経済新報社、2013年発行、358-360頁。以下のバーネットの指摘に見る古代の貨幣流通の状況も示唆に富む。「シュメール、ヒッタイト、ファラオ時代のエジプトといった古代中近東の大社会のいずれにも、コインはなかった。また、コインが発明されたあとも、コインが使われなかった地域や都市はたくさんあった。・・・フェニキア人やエルトリア人のような偉大な商業民も、ほとんどコインを造らなかった。」（A. バー

- ネット『コインの考古学』大英博物館双書6, 新井佑造訳, 1989年, 9頁)。
- (2) 『ケインズ全集』同巻, 357頁。
 - (3) 同, 340頁。
 - (4) 同, 330頁。
 - (5) 同, 360頁。
 - (6) 『ハムラビ法典』(古代オリエント資料集成1), 中田一郎訳, (株)リトン, 1999年, 27頁, 同書注解, 108頁。
 - (7) *Sidney Homer & Richard Sylla, A History of Interest Rates*, 1963, Third edition, 1991, p. 3, 17, 18.
 - (8)(9)(10) 『ケインズ全集』第5巻, 『貨幣論I 貨幣の純粹理論』, 小泉明, 長澤惟恭訳, 東洋経済新報社, 1984年第2刷, 3, 4, 5頁。
 - (11) 拙著『歴史の中の貨幣—貨幣とは何か—』, 文真堂, 2012年, 第5章「漂流するメタリズム貨幣論」, 第6章「貨幣の抽象性と債務性—貨幣の生成—」参照。
 - (12) 拙稿「貨幣の世界システムの成立—資本主義的貨幣信用制度の起源—」(『立教経済学研究』第73巻第3号, 2020年1月)参照。

II 現代貨幣 = 国家貨幣観の盛行

貨幣起源論を資本主義的貨幣制度の上に構築された現代貨幣の理解にそのまま適用するレイら MMT 論者の主張は、「貨幣は法制の創造物」とみなすクナップやイネスの信用貨幣論⁽¹⁾に拠りつつも、それらとはかなりかけ離れた展開を示している。貨幣は政府がそれを法貨とするから価値を持つ。貨幣が流通するのは、税の支払で国家に受取られるからだ。政府と中央銀行は一体のものと思わしうるので、政府国家が通貨の発行者である。中央銀行にはクレジット・リスクもデフォルト・リスクもないので、政府のファイナンスに内的制約ない。従って、中央銀行通貨は fiat money (外部貨幣) であり、商業銀行はこの fiat money である国家貨幣 = ハイパワード・マネーをベースにして信用貨幣 (内部貨幣) を創造する。かくて、貨幣信用制度の頂点に位置する中央銀行券 = 国家貨幣に支えられて、あらゆる通貨は流通することが出来る。例えば、イギリス産業革命期の地方銀行券はロンドン銀行の銀行券に、ロンドン銀行の銀行券はイングランド銀行券に転換され支えられるから流通する。かくて、国家は民間財やサービスの価格を自由に設定することが出来ると言うのである。

「他のあらゆる資本主義諸国と同様に、イングランドは『ピラミッド型の』金融制度を発展させた。すべての経済単位はピラミッドのより高い経済単位の債務に転換される債務を発行するだろう。かくて、企業は地方銀行券に転換される債務を発行する。（典型的には、『借り入れ』企業は、『引受』銀行と協定を結び、銀行債務建ての為替手形を発行する。）次に、地方諸銀行は、ロンドン諸銀行によって発行される銀行券に転換される銀行券を発行した。これらのロンドン諸銀行は、株式や債券、ロンドン銀行券や預金を含む地方諸銀行の『準備』を保有する。もしも地方銀行に取付けが始まると、ロンドン銀行は地方銀行の準備を担保に自行銀行券を貸し付ける。民間の最後の貸し手に付きまとう明らかな問題点は、債務を発行して取付を止める彼らの能力が常に制約されていることである。最初にそのネット価値に懸念せねばならないし、第二に自身の銀行券に対して心配しなければならないことである。」「fiat money を創造して購買力を入手することが不可能であることは、中央銀行の発展を通じて最終的に解決される。いかなる個人銀行も勝手な布告で価値低下するかもしれない政府債務を受け入れるリスクに晒されたくない。彼らは政府債務を受け容れるインセンティブを与えられねばならない。・・・おそらくイングランド銀行の最も重要な優越点はロンドンでの発券独占権であった。・・・ロンドンが金融中心地であり、地方銀行はすでにロンドンに債務を積み上げていたので、イングランド銀行は準備銀行となった。このことが本質的に政府に膨大な購買力を与えることになった。なぜならイングランド銀行は政府債務を購入することが出来、（計算貨幣建の）その銀行券は、準備として機能するので、常に望まれる fiat money として機能するからである。徐々に第1線準備として機能し、さらに債務のピラミッドの頂点に立つものとしてのイングランド銀行債務でもって『単一準備』制度が発展した。／ かくて、総ての私有財産経済において貨幣は支払約束によって創造された計算単位である。これらの約束のピラミッドは、それぞれがピラミッドのより高い約束（すなわち、それらに転換されること）によって支えられ、発展する。一般的に述べるならば、ピラミッドの中の相対的に高い位置に立つ銀行によって発行された債務のみが支払手段や交換手段として流通することが出来る。鳥瞰してみると、流通する債務のタイプは段々と

狭くなり、ピラミッドの最も高いところに位置するものに収斂してくる。」⁽²⁾

後段で検討する予定であるが、「銀行貨幣＝債務の承認」を「本来の貨幣に対する便利な代替物」と捉え、為替手形や信用状や旅行小切手までも貨幣とみなすケインズ⁽³⁾に従い、レイも、「貨幣は支払約束によって創造された計算単位」とされ、企業の振り出す為替手形と銀行貨幣を債務証書として同一視し、銀行貨幣と債務証書を峻別することなく、金融制度のピラミッド構造における位置にそれぞれの通貨の流通力の相違と見る。ここには預金銀行や預金通貨はなく、多くの論者に共通することだが、銀行券のみが取り上げられ、地方銀行券は中央都市の銀行券への兌換によって流通が保証されると言われ、ピラミッドの上位にある通貨が下位にある銀行通貨流通の根拠とされ、その頂点に立ち、すべての銀行券の流通を支えられるイングランド銀行の銀行券は fiat money と見なされている。イギリスの事例が例証として語られているが、産業革命期においてランカシャ地方では発券業務は見られず、また工業地方銀行では発券業務は衰退しており、ロンドンの民間銀行でも早や18世紀初めには発券業務は衰退していた。にもかかわらず、地方の銀行券流通は都会の銀行によって貸し付けられる銀行券流通によって支えられ、それら都市の銀行券はまた、イングランド銀行が貸し付ける銀行券で支えると、ピラミッドの上位にある銀行の準備金や貸し付ける銀行券が下位の銀行券流通を支えると言う。

しかしながら、当時のイングランドでは貸付は発券によって行われていなかったのである。また、イングランドで民間銀行の発券が衰退したのはピラモッドの下位にあったからではない。少額面銀行券の発行が禁止されていたからである。低額支払手段の欠如から1ポンド銀行券の禁止に抵抗したスコットランドでは今日までも民間銀行が発券を行っている。歴史的事実は無頓着な議論を平気で展開することに何ら躊躇しない論者の論理構成にはただ、言葉を失う。上位であろうが下位であろうが、銀行通貨の流通を支えるものは上位の銀行の銀行券などではなく、彼らが持つ債権債務関係の健全性であるというイネスやクナップが強調していた理解が消え去っている。銀行券を何らかのもので「支払約束」と見る発想から、「税が貨幣を生成させる」との造幣硬貨の流通根拠とされた議論を、イングランド銀行を含む民間の信用

貨幣＝銀行通貨にそのまま当て嵌め、貨幣流通の全ては金融制度の頂点に立つ外部貨幣たるイングランド銀行券＝国家貨幣 fiat money に最終的に支えられているという議論が展開されてくる。以下の主張はそのような貨幣認識の結果である。

「政府は fiat money (dollar) を印刷するが、それは人びとから財やサービスを買うために使われ、それによって税の支払に求められるドルを供給するのである。税債務が人々にそのドルと交換に財やサービスを供給させることは、政府にとって明白である。人々は税を支払う為に政府から供給される貨幣を必要とするのだから、政府は支出するために税収 (tax revenue) を必要としない。かくて、政府による購入は、税収によって制約されない。政府は財・サービスの供給を引き出すためののみ、税を使うのである。・・・政府の赤字は非常に困ったこととは見なされない。政府が望ましいプロジェクトを提供するために必要な財やサービスを入手しつつある限り、財政赤字を憂える必要は何もない。実際、赤字は人びとの貨幣形態での 'net nominal save' の欲求を単に表すものと見做し得る。」「税の目的は政府がドルで買うことが出来る財やサービスの供給を促すことである。」「税債務に見合う fiat money の量を決定するのが政府支出であることを一旦、政府が認識すれば、政府が民間部門から購入する財やサービスの価格は、政府によって外生的に決められるのである。そして、これが通貨の価値を決めるのである。」「政府は税支払のドルを一時的に足りない者にドルを貸し付ける。」「とにかく、公債販売は、政府赤字をファイナンスする為に求められているのではない。むしろ公債販売は政府が公衆に利子を生む資産を提供し、公衆により多くのドル所得を得させる手段なのである。」「政府が利子を支払うことに何らの困難を伴わない。政府は公債残高に利子支払いのためにドルを発行できるのである。」⁽⁴⁾「政府が唯一の準備供給源である。」「ただ政府赤字のみが貨幣を創造するのである。」「政府が支出するまで、政府は徴税も公債の売却も出来ない。すなわち、政府支出が税の支払や公債の販売を『ファイナンスする』のである。」「大部分の政府支出と税の支払は、銀行制度を通して行われ、従って銀行制度に影響する。政府が家計に銀行勘定宛ての小切手で税の支払いを認めると、家計に関するかぎり、『銀行貨幣』（銀行預金あるいは銀行券）が

政府の fiat money と完全に取って替わることになる。」「もっぱら税支払での使用のために貨幣の需要は決定されるので、貨幣はもっぱらただ政府からのみ出てくるのである。」「一旦、銀行貨幣が税の支払に国家貨幣として受領されるならば、政府の政策がまた銀行貨幣の価値を決定するのである。そうなれば、銀行貨幣が fiat money と等価値以下に下落しうる可能性はなくなる。なぜなら政府は税の支払に額面通りに受け取ることを選んだからである。』⁽⁵⁾

かくの如く、政府の支出なしには家計や企業も貨幣がないので税を支払えない、財政赤字が貨幣を創造し、銀行貨幣が政府の fiat money の代替物であるといった、歴史的諸事実との整合性など全く無頓着な議論が繰り返される。「金であろうが紙であろうが、貨幣は政府が法貨とするからこそ価値を持つのだ。」「近代経済では政府は、一部は自らに為される支払を促し、また一部は優遇された民間貨幣、とくに銀行債務が等価で決済されるようにするため、手形交換メカニズムを運営する役割を演じている。』⁽⁶⁾

手形交換所が政府に運営されているなどと、手形交換所が何であるか考えれば分かりそうなことがなんの躊躇もなく述べられている。税の徴収の為に計算貨幣に基づき、税の支払手段として貨幣を提供すれば、財やサービスの生産がもたらされるといった単純な議論は、例証として挙げられている近代植民地経営の経験からも妥当しがたいことは言うまでもないことである。国家貨幣の供給が全ての経済活動の発端となど見なし得ない。近代の植民地経済に於ても、輸出入関連部門でのみ財サービスの生産・販売活動が広がり、いわゆる「二重経済」が形成されたのである。セイロンのプランテーション経済でも、シンハラ人は蚊帳の外で、コメも現地米は使われず、タイ米が輸入され、労働力もインドからタミル人労働者が導入されたただけであった。⁽⁷⁾

このようなレイの主張はベルに引き継がれ、航空券や地下鉄の切符すら貨幣の一種とみなし、それらの流通力の最終的な支えは、信用貨幣を創出する債権債務関係ではなく、税を課す国家と国民の間の税債務に求める。「チケットやトークンは他の者や組織によって受け取られると、貨幣になる。切手も郵便の配達サービスの支払として、他人に受取られるようになれば、Chartal money になる。・・・あらゆる航空券、プリペイドカード、映画の入場券、

地下鉄の切符等々もカルタル貨幣の一形態である。かくて、この視点から焦点を狭め、貨幣の階層性を解明する。」「要約すると、すべての貨幣が等しく創造されるのではない。政府、銀行、企業、家計は社会的な計算貨幣で建値された貨幣を創造できるが、これらの貨幣が同程度に受領されるとは考えられない。ただ、国家のみが税金を課すことが出来ることを通じて、国民が罰せられないためにも、受領しなければならない約束書を発行できるのである。国家通貨や銀行通貨の一般的受領性は、税の清算や国家への債務支払いでの有用性から派生する。このことがそれらを階層性における疑いの余地のない貨幣にし、支払手段や交換手段として広範囲に流通させるのである。」⁽⁸⁾

ところで、あらゆる貨幣の流通根拠、その流通価値を国家に求める国家貨幣観は、MMTに限られたたことではない。1960年代前後にマルクス貨幣信用論研究で大いに論じられた不換銀行券論争での多数派は、MMTと同様、現代貨幣の流通根拠を国家の強制通用力＝法貨規定に求める、いわば国家一辺倒の見解を主張していた。レイらが厳しく批判するメタリズム貨幣論の現代貨幣理解とMMTとが大きく異なるのはどうしたことであろうか。かつて不換銀行券論争において、貨幣は本来金であり、金という価値物であるがゆえに流通するのであって、信用貨幣である銀行券にしても「支払手段としての貨幣金の支払約束」であり、兌換により金貨幣に転換されるが故に、価値もあり、流通することが出来ると考えられていた。したがって、兌換を停止し、その支払約束を果たせない中央銀行券はもはや信用貨幣ではなく、自律的な流通根拠を失い、国家の強制通用力に頼る以外のない不換の国家紙幣に転化したと考えられた。

マルクスにあっては、「信用貨幣そのものは、その名目価値の額において絶対的に現実貨幣を代表するかぎりでのみ、貨幣である。」「新教が旧教の基礎から解放されないように、信用主義は重金主義の基礎から解放されていない。」「忘れてならぬことは、第1には、貨幣—貴金属の形態での—は依然として、信用業が事態の本性上、けっして離脱しえない基礎だということ」だからである。⁽⁹⁾流通する根拠を持たないはずの不換銀行券が兌換停止後も流通しているのは、国家の強制通用力以外にないと考えられたのである。

しかしながら、1971年に米ドルの金交換が停止されると、国家の強制通用

とは国境内でのことであるため、不換銀行券＝不換国家紙幣説では、国際通貨米ドルの国際的流通の根拠を説明できなくなり、破綻する。⁽¹⁰⁾そのため、不換国家紙幣説を下敷きに積極的に展開されていたマルクス派の「管理通貨制度論」もここに至り、以下のような議論を展開したまま、頓挫することになった。

金本位制の終焉によって中央銀行の発券能力は金のくびきから解放される。そこでは「中央銀行は私的な信用制限としての債務履行から解き放され」、それは「いわば、中央銀行の信用制度としての実質の放棄」である。中央銀行の不換通貨は、「内部貨幣」たる「過去の価格実現の結果としての貨幣ではなく、・・・過剰商品に相對してそれらを価格実現する外部貨幣」である。不換の中央銀行通貨は国家貨幣とみなされ、債権債務からの解放により可能となった国債発行の引受—不換通貨の自由な供給—財政スパンディングの拡大による有効需要の創出によって、過剰生産された商品の最終的価格実現条件が緩和・打開されるが、そのことは「管理通貨体制の過剰資金＝過剰貨幣資本体制を結果する。」兌換の停止—信用貨幣の否定—制約なき中央銀行通貨の発行＝国家貨幣の発行—過剰貨幣資本の累積という一連の認識が、一体となった管理通貨制度の形成が説かれた。現代資本主義経済は「復元力と自律的運動のみられない経済の世界、財政・通貨当局の操作によってのみ命を吹き込まれ動かされる死せる資本の世界」と認識され、現代経済は経済科学の対象とはみなされなくなった。⁽¹¹⁾このような議論が戦後長期にわたってマルクス貨幣信用論研究の主流をなしてきたのである。

なお、このような主張は今日に至るも健在で、P. ケネディは現代貨幣＝国家貨幣を強調する。「20世紀後半の発展したブレイクアウト体制と社会福祉のふたつの体制は、価値関係を無力化し」、「社会的に必要とされる物の範囲や配分をめぐる支配は大部分、専門的・行政的ビューロクラシーの手中に握られ、彼らは企業、半国家、国家レベルで影響を行使する。」「労働過程と、貨幣の支配と配分を取り巻く諸制度は、・・・内発的な市場諸力によるところは少なくなる。」かくして、「膨大な象徴的貨幣形態や派生的貨幣形態—鑄貨、紙幣、為替手形、債券、電子勘定・・・」は、「もはや商品的基礎をもたず」、「価値法則の基礎の上に機能しているのではなく、政府紙幣と中央銀

行の信頼の上で運動している。」⁽¹²⁾と。かくて、現代経済は価値法則も商品の基礎も持たない存在となり、経済科学の対象であることを止める。

グッドハートは、カルタリストは「通貨の使用は本質的に発券当局の権力の基づいているという人々」で、メタリストは「貨幣の発展は物々交換に内在する取引コストの克服に向けた民間・市場主導の対応と見る人々」と定義している。しかし、そのような二分化は、現代貨幣の理解に関しては当てはまらない。いまやメタリストの現代貨幣の理解も「市場主導」と切り離され、「発券当局の権力」中心の認識に立脚する。「政治的・財政的権力と貨幣創造との絆こそが中心である」と言う、いまやカルタリストと見なされるグッドハートの主張は、メタリストの主張に重なる。⁽¹³⁾どうしたことだろう。

レイらの特異な貨幣創造や銀行通貨の主張は一体、どこから由来したのであろうか。それはメタリストと同様、銀行業の俗説に沿った彼らの銀行信用の理解にある。

- (1) クナップは、周知のことであるが、「貨幣は法制の創造物である。・・・貨幣は国家の法律構成的活動の創造物、従って法律政策の創造物なり・・・」と断定し、「支払要具の選定は国権の自由な行為である。支払要具を新しき価値単位に従って指名することは国権の自由な行為である。新しき価値単位を古き価値単位に由って定義することは国権の自由な行為である。」という(クナップ『貨幣国定学説』、宮田喜代蔵訳、岩波書店、大正11年、30、50頁)。ところで、イネスは造幣硬貨が価値を与えられ、流通する根拠を以下のように説明している。「コインや金証券の本質は、それらが徴税によって価値を与えられている。」「コイン等の保有者は、それらを差し出ことによって政府に対して支払わなければ如何なる債務をも清算する絶対的な権利を与えられている。コイン等に価値を与えているのはこの権利であって、ほかの何ものでもない。」(A. M. Innes, "The Credit Theory of Money," in *The Banking Law Journal*, Vol.31, 1914, pp.160, 161, 拙訳「イネス、貨幣の信用理論」、『佐賀大学経済論集』第53巻3号所収、参照)ところで、クナップとイネスらは法貨規定に反対していることから、MMTの議論と軌を一にするものでないことに注意すべきである。また、クナップとイネスの見解は、後に見るように見かけほど対立するものではない。
- (2) L. Randall Wray, "The Origins of Money and the Development of the Modern Financial System," Working Paper, No.86, March 1993, The Jerome Levy Economics Institute of Bard College and University of Denver, pp.26-28.
- (3) ケインズは銀行貨幣を「債務の承認」、「本来の貨幣に対する便利な代替物」とみて、為替手形や旅行小切手までも含めている。そこには商業手形と銀行通貨=信用貨幣の区

別は見られない。『ケインズ全集』第5巻、『貨幣論 I 貨幣の純粹理論』, 小泉明, 長澤惟恭訳, 東洋経済新報社, 1984年第2刷, 6, 14頁参照。

- (4) L. Randall Wray, *Understanding Modern Money: The Key to Full Employment and Price Stability*, 1998, pp.155-156, 158-161.
- (5) *op. cit.*, 167-169.
- (6) Wray, "Conclusion: The Credit Money and State Money Approaches," in *Credit and State Theories of Money*, edited by L. Randall Wray, 2004, pp.234, 249-250.
- (7) J. H. ブーケ 『二重経済論—インドネシア社会における経済構造分析—』, 永易浩一訳, 秋瑾書房, 1975年, *Asoka Bandarage, Colonialism in Sri Lanka: The Political Economy of the Kandyan Highlands, 1833-1886*, 1983参照。
- (8) Stephanie Bell, "The role of the state and the hierarchy of money," in *Cambridge Journal of Economics*, 25, 2001, pp.159-161.
- (9) マルクス『資本論』, 長谷部文雄訳, 青木書店, 第3部, 730, 836, 855-856頁。
- (10) クナップは国家貨幣の流通領域について, 以下のように述べている。「総ての貨幣箇片の通用は之を製造した国家の領土に制限せられる。」「蓋し法制は国家の領土を超えて及ばざるが為め, 箇片の充用は法制の範囲内に於て行われねばならぬ。」「その通用は単に国家の限界に迄達するも, これを超えて及びものではない。」と, 国家貨幣の流通領域をその国家領土内であることを強調する(クナップ, 前掲書, 序文12頁, 本文51, 306頁)。法制の創造物としての貨幣という説明や, 貨幣創造における徴税の役割を強調するレイらの主張では, 国際通貨の流通は説明できない。この点, マルクス多数派の不換国家紙幣説が行き詰まったこととも重なる。ローチオンとヴェルネンゴも, 「貨幣の国際的受領を説明する」には「税は国家貨幣で支払われる」といった規定では何ともならず, 「貨幣の国際的受領の重要な点は, マーチャント・バンカー, 預金銀行, 両替商等, 端的に銀行の役割と結び付いている」と指摘する(Louis-Philippe Rochon & Matias Vernengo, "State money and the real world: or Chartalism and its discontents," *Journal of Post Keynesian Economics*, Fall 2003, Vol.26, No.1, pp.64-5)。国家貨幣論では国際通貨論は論じ得ない。
- (11) 深町郁彌「公信用と信用制度—管理通貨制度へのひとつの視座—」, 九州大学『経済学研究』第37巻第1-6合併号, 1972年, 生川栄治編『現代の金融資本』, 有斐閣, 1976年参照。拙著『貨幣・信用・中央銀行—支払決済システムの成立—』, 同文館出版, 1988年, 第1章, 第7章参照。
- (12) P. Kennedy, "A Marxist account of the relationship between commodity money and symbolic money in the context of contemporary capitalist development," in *What is Money?*, edited by John Smithin, pp.210-211.
- (13) Charles Goodhart, "One Government, One Money," *Prospect*, March 1997, pp.10.

Ⅲ MMT の銀行信用論の構造

銀行信用論での大きな誤解は、銀行業が貸付から始まったとの思い込みである。銀行業は貸付から生成したのではなく、支払決済システムの発展の上に生成し、貸付はその付加物として行われるようになったことがなかなか理解されてこなかった。この点、マルクスもケインズも銀行業を現ナマの貸付から始め、その後、その代替物としての銀行券の発行・貸付を説くため、銀行券を貨幣の「便利な代替物」とみて、共通した誤解を重ねている。この点の誤解は、多くの論者に共通してみられ、遊休資金の預金としての収集、現金の貸付、その便利な代替物＝貸付手段としての銀行券の貸付・発行という順序で銀行信用論が論じられることから生まれる。創造された一覽払債務としての預金、預金通貨は理解されない。預金とはまず遊休資金を集めた預金と理解し、預金通貨は銀行券が登場した後にやっと論じられるのが通弊である。マルクスもケインズもその点は変わらない。いまなお、まったく真逆であることに気づく者が少ない。

マルクスは言う。「信用貨幣は、販売された諸商品にたいする債務証書そのものが債権を移転するために再び流通することによって、支払手段としての貨幣の機能から直接的に発生する。他方において、信用業が拡大すれば、支払手段としての貨幣の機能も拡大する。」「生産者や商人のこの相互的前貸が信用の本来の基礎をなすのと同様に、その流通用具たる手形は、本来の信用貨幣たる銀行券・等々の基礎をなす。この銀行券・等々は、貨幣流通（—金属貨幣の流通であるか国家紙幣の流通であるかを問わず—）に立脚するのではなく、手形流通に立脚する。」⁽¹⁾手形流通に代わって、支払手段としての貨幣の機能的代替物であるとみる銀行券の貸付発行を説くことから銀行信用が展開されている。

したがって、「信用貨幣そのものは、その名目価値の額において絶対的に現実貨幣を代表するかぎりでのみ、貨幣である。」と考えることとなり、発券に対する兌換準備金の存在が強調されざるを得なくなる。「吾々はさらに、銀行券の兌換性の保証としての、および全信用制度の軸点としての、金属準備の機能を度外視した。中央銀行は信用制度の軸点である。そして金属準備

は銀行の軸点である。」⁽²⁾信用貨幣を金属貨幣の代替物と見るマルクス派は、兌換を停止した銀行券の流通根拠を見失い、それを国家に求める以外になくなる。さらにまた、金交換を停止した国際通貨米ドルの流通根拠を国家の通用強制では説明がつかないことに困惑し、沈黙せざるを得なくなったのであった。

ケインズの銀行通貨の理解は、マルクスのそれに重なる。ケインズは計算貨幣が「契約の付け値、契約および債務の承認」を発生させると、「本来の貨幣」たる打刻金属貨幣に加えて、さらに「債務の承認は取引の決済においてそれ自身本来の貨幣に対する便利な代替物である」「銀行貨幣」＝「単に計算貨幣で表示される私的な債務の承認」を生み、貨幣は「国家貨幣即ち本来の貨幣」と、「私的な債務の承認にすぎない」「銀行貨幣すなわち債務の承認」との二つが存在するようになる。ところが、「国家または中央銀行がそれ自身への支払に対して受領すること、あるいは強制的法貨と交換することを保証」するようになると、「本来の貨幣に対する便利な代替物」であった銀行貨幣は、「国家貨幣それ自身のいっそうの発展」から、「もはや・・・私的な債務を表すものではなく、国家の負う債務を表すもの」となり、「ある種の特定の種類の銀行貨幣が本来の貨幣・・・に転化させられる。」という。銀行信用関係の展開の中から生成し、国家の金属通貨の有り様と全く異なる銀行貨幣が、いまや法貨となり、打刻金属貨幣や鋳貨と同等の質を獲得するというのである。これにとどまらず、国家貨幣に成ってしまえば、「それ(銀行貨幣)はその性質を変えてしまっており、そしてもはや債務と看做されるべきではないのであって、その理由は、それ自身以外の他の何かあるものをもって支払を強制されるということが、債務の基本的性質であるからである。」⁽³⁾という。

中央銀行は、「それ自身以外の他の何かあるものを持って支払が強制される」ことがないので、国家貨幣になった中央銀行通貨も国家金属通貨と同様にもはや債務とは言えず、クナップやイネスが重視した貨幣存在の前提であった債務の存在が消え失せ、銀行貨幣ですらなくなると言うのである。「私は、・・・それ自身強制的法貨である貨幣だけではなく、国家または中央銀行がそれ自身への支払いに対して受領すること、あるいは強制的通貨法貨と

交換することを保証している貨幣をもまた国家貨幣に含めることにする。したがって、今日のたいていの銀行券および中央銀行預金さえもが、ここでは国家貨幣として分類されるが、一方、銀行貨幣（すなわち法貨でない貨幣）は、今日では主として加盟銀行預金からなっている。・・・それらの銀行貨幣は、国家に採用されることによって、後に一方の範疇から他の範疇へと移行したものである。」⁽⁴⁾

このような見解は、ケインズが銀行貨幣を「本来の貨幣に対する便利な代替物」と見ていたことから生まれた。為替手形や旅行小切手のような商業手形をも銀行貨幣に含め、債務証券と銀行貨幣を区別することさえなく、銀行貨幣は太古の昔から存在していたとみている。「多くの目的のためには、債務の承認は取引の決済においてそれ自身本来の貨幣に対する便利な代替物であるという発見がそれである。債務の承認がこのように利用されるとき、われわれはそれを銀行貨幣・・・と呼んでいる。」⁽⁵⁾「代表貨幣は比較的近代の考案ではあるものの、・・・国家がはるかに古い私的金融の仕組み—すなわち銀行貨幣—を改作し、そして継承したものである。銀行貨幣の最も早い起源は、表券主義的貨幣と同様に、茫漠として太古の時代の中に没している。恐らく銀行貨幣は、とくに為替手形や外国旅行者の信用状の形をとったものとしては、ほとんど本来の貨幣と同じくらい長い期間にわたって存在してきたであろう。なぜならば、銀行貨幣の使用は、多くの場合債務のそれ自身の移転が、債務を表示している貨幣の移転とまったく同様に取引の決済に役立つという発見以外の何ものにも依存するものではないからである。・・・為替手形の形をとった銀行貨幣は、その回送の費用が本来の貨幣の輸送の費用と危険とに比べて安価なところから、遠距離の取引の決済のために古代世界においても今日に劣らず有用であり、また必要であったのである。」⁽⁶⁾

為替手形や旅行者の信用状までも銀行貨幣と見なすケインズの銀行貨幣論は、私の理解を超える。銀行貨幣を「取引の決済においてそれ自身本来の貨幣に対する便利な代替物である」と見たのでは、現代貨幣を国家貨幣とみなすマルクス派の理解に帰着しよう。「国家貨幣それ自身の発展」により、「国家がその表券主義的特権を行使して、この債務それ自身が負債を弁済するも

のとして受領されるべきことを布告する」と、もともと「本来の貨幣」とは生成の根拠も機能も異なる銀行貨幣は、「債務の承認」であることを必要とせず、「本来の貨幣」そのものになったということになっている。「単に債務であるにすぎなかったものが本来の貨幣になったときには、それはその性質を変えてしまっており、そしてもはや債務とも見做されるべきでない」という。「その理由は、それ自身以外の他の何かあるものをもって支払いを強制されるということが、債務の基本的性質であるからである。」⁽⁷⁾と。

かくて銀行貨幣は国家に受領され、法貨とされ、「本来の貨幣」で支払われる必要がなくなり、本来の貨幣そのものになっており、もはや「便利な代替物」ではないのであるから、「私的な債務を表すものではない」というわけである。

ここまでくると、メタリズムのマルクス派主流の不換銀行券論争における主張と余り変わらない。信用貨幣を「支払手段としての貨幣の機能的代替物」と見たメタリストらは、金兌換により中央銀行券がもはや「便利な代替物」ではなくなると、もはや銀行券は信用貨幣ではなくなり、それでも流通するのは国家により法貨として強制通用力を与えられたからだと言及する。不換銀行券は不換国家紙幣＝国家貨幣だと言うのである。

「本来の貨幣に対する便利な代替物」であったケインズの銀行貨幣も、メタリズムの中央銀行貨幣も、共に「もはや債務とみなされるべきではない」。それは法貨であり、税の支払手段として国家に受領されうる国家貨幣ということになる。もはや債権債務関係は消え去る。強制通用力なり、法貨規定なり、税の支払手段、国庫で受領されるといった表現の違いはあっても、現代貨幣へのケインズの理解とメタリズムの理解には大きな違いはない。一体、貨幣内生説のケインズ派のメタリズム批判は何だったのか。

マルクス派やレイらも同様に、銀行信用論は貨幣貸付機関としての銀行の生成を現金の貸付から始め、遊休貨幣を預金で集め貸し付ける段階を経て、更に現金の「便利な代替物」である銀行券の貸付へと発展するものと説かれる。そして、その後、発券に預金通貨の貸付が付け加えられる。したがって、「便利な代替物」である銀行券の発行には常に準備金によって裏付けられることが必要とされる。準備が貨幣金でなくなる兌換停止以降は、最終的には

銀行通貨の流通の支えであるその準備金の役割は、国家の強制通用が果たすことになる。すなわち、fiat money となったとみなされる中央銀行通貨＝国家貨幣がハイパワード・マネーとなり、それを準備に商業銀行が信用創造するというのである。fiat money を準備に創造される銀行通貨が貨幣内生説でいうところの信用貨幣と言えるのであろうか。

レイは「銀行業の発展」について、以下のような理解を示す。「最初の貸付は、税支払手段の不足する家計への公的貸付であったと思われる。そしてまた、税債務は民間貸付を生み出したであろう。」「税の支払手段に不足する家計は政府の fiat-money 建ての債務証券を発行し、それは税支払手段を余分にもつ家計によって保有され、余分の所得を生む。」そのうち、「税支払手段の余剰を多くもつ家計は貸付に専業するようになり、余剰家計と不足家計との貸付取引を仲介するようになる。」このような仲介業務を行なう家計はそのうち、税支払手段を「預金として受け入れ、それを貸し付ける」ようになる。そして、次のステップとして、仲介業務をおこなう預金受け入れ家計は、「いつでも引き出し得る預金証券を発行し」、預金金利より高い金利で貸し付ける。「この時点で、預金引き出しに対処するために、銀行は準備金を持たねばならない。部分準備が生まれてくる。」準備の過不足に対処するため、「保有資産を担保に借入れる」ようになり、「より大きな money center banks がより小さな銀行の準備金を保有するようになる。より重要なことには、小さな銀行に準備を貸し付けるようになることである。」そしてその後、国家貨幣の貸付だけでなく、国家貨幣の代替物としての銀行券貸付が付加されてくる。そして「銀行業はもうひとつの方向に発展し」、「銀行帳簿上の取引」をも遂行するようになる。MMT の銀行論も、マルクス派のそれと違わず、銀行信用論の俗説をなぞるに過ぎない。⁽⁸⁾

しかし、このような銀行業発展の説明は、歴史的事実に全くと言っていいほど照応しない。なぜ、公的貸付から始まった税支払手段の貸付業が、民間にその貸付業務を譲るのか。民間貸付はコスト的にも、自ら造幣発行するコインを貸し付ける国家による貸付業に太刀打ちできないであろうから、銀行業はすべて、公的銀行の一手専売になったはずである。さらに、なぜ金貸し業者は税支払手段の現ナマに替えて、一覽払の銀行券を貸し付け、発行でき

たのであろうか。さらにまた、なぜ銀行券での貸付に次いで、「銀行帳簿上の取引」が展開されてくるのだろうか。何らの説明もない。銀行業の生成を現ナマ貸付機関として説いている限り、上記の論点はまったく解明されない。

銀行信用は、現金の貸し付けであったものが銀行券の貸付に取って代わることで発展したのではないし、また銀行券での貸付が預金通貨の貸付に取って代わられたわけでもない。銀行券発生の後、預金通貨が生まれたのでもないし、元々、銀行信用は銀行券によって供与されたのではない。産業革命期のイギリス地方銀行では、銀行券発行業務は銀行業務とはみなされておらず、工業地方銀行ほど発券業務を重要視しておらず、産業革命の途上で早や発券業務は放棄されてくる。さらに、産業革命期、綿工業中心地のランカシャ地方では、発券銀行そのものは見当たらなかった。⁽⁹⁾

金本位制時代においてさえ、制限条例期、イングランド銀行や地方銀行券が流通を停止しなかったことを想起すると、単純に銀行通貨の流通根拠を準備金やあるいは法貨規定に求め得るであろうか。ほぼ四半世紀に及ぶイングランド銀行正貨支払制限条例時代に、法貨にもなっていない地方銀行やイングランド銀行の銀行通貨は兌換されないにもかかわらず、流通を維持したのである。また、まさにその時代にイギリス・ポンドは、オランダ・ギルダーに取って代わった国際通貨＝覇権通貨に上昇した。

問われるべきは、何故に、銀行信用は現ナマではなく、一覽払債務の形態で貸し付けられうるのかである。この論点は長年、岡橋保氏や川合一郎氏をはじめとするマルクス信用論研究者を悩ませてきた論点であった。⁽¹⁰⁾銀行通貨を「本来の貨幣に対する便利な代替物」といった発想、さらにすべての貨幣の創造を徴税から説く発想（Taxes-drive-Money）からでは、一覽払債務の生成と一国通貨の国際的流通や国際通貨論は論じられない。銀行通貨は準備金や徴税で裏付けられた「便利な代替物」や「貨幣金の代用物」ではない。

ケインズやレイらはクナップやイネスを高く評価し、彼らの議論を継承していると思われがちであるが、そうとも言えない。クナップは、「銀行券の普遍的本性は決して支払約束ではない」という。「一国の貨幣を認識するには、一般的受領強制ではなく、公金庫に於ける受領を標準とすること」⁽¹¹⁾と序文に記している。「銀行券は先ず第1に、銀行と其顧客との間、並びに顧

客相互の間に使用し得べき支払要具である。銀行券は支払約束の形態をもって現はれる、併しまた不換銀行券も存在する。故に本質的なことは、銀行が其銀行券を支払要具として受領する義務を負へることである。夫れ故に銀行券は何より先ず銀行の金庫証券である。」「銀行券は国家が発行したるものではない。・・・それは常に国家の支払要具に属するものではない・・・併し銀行券は国家によらず銀行によって創造せられ、而して取引上に用いられる一夫は国家的発行の性質を有っていない。」銀行券が不換化しても、「銀行は自己に対する支払にはなお銀行券を受取る。／ 故に銀行券の普遍的本性は決して支払約束ではない。」「故に不換銀行券は虚無ではなく、それは銀行の金庫証券であるといふ点に於て尚兌換銀行券と共通の性質を有っている。」⁽¹²⁾

イネスの主張もケインズやレイらには理解されないままである。イネスは以下のように信用貨幣を捉えている。長くなるが引用しておこう。「信用 credit, 信用 credit のみが貨幣である。金でも銀でもなく、信用こそがすべての人が追い求めているひとつの資産であり、その獲得がすべての商業の目的であり対象である。」「われわれすべては債権者にも債務者にもなる。債務者としてわれわれは、次に招来する同額の債務を認める債務証書を債権者に手渡すことで、自分に対する債務を清算する。・・・／ これこそが商業の基本的な法である。債権債務の絶えざる創造と、相互の決済による債権債務の消滅が、商業の全メカニズムを形作っているのであり、それは極めて単純なことであり、理解できない者はいないであろう。／ 債権債務は金銀と関係はないし、これまでいかなる関連もなかった。私の知る限り、債務者に債務支払いを金や銀、あるいは何らかの他の商品で支払うことを強制する法律は存在しないし、存在もしなかった。」「貨幣とは信用である。信用以外の何ものでもない。Aの貨幣は、Aに対するBの債務である。そして、Bが彼の債務を支払うと、Aの貨幣は消え去る。これが貨幣の理論の全てである。／ 債務と債権は、お互いに絶え間なく接触しようとしている。そこでそれらは互いに清算されるのであって、それらを集中集積し合うのが銀行の仕事である。」「銀行を介して債権と債務が絶えず行き来し、銀行はそれらを自らの下の集め、債務が満期になったら清算決済するのである。これが銀行の行っ

ていることがらの核心 (the science of banking) であり、キリスト以前の3000年前も、今日の銀行もすることは同じである。エコノミスト達の間に見られる共通した誤解は、元々銀行が金銀の安全な保管場所であって、預託者が必要な時には何時でも引き出すことが出来ると考えることである。この考えはまったくの間違いであり、古代の銀行を調べれば、すぐにわかることである。

／ われわれが検討する商業取引であろうが金融取引であろうが、・・・取引の原則はどれも同じである。・・・すなわち、債務は、支払期日が来たら、その時点で手元にもつ債権で清算決済されねばならないということである。」「イングランドでは cash in hand, 合衆国では reserves と呼ばれるもの、すなわち銀行が保有している法貨の量に、当たり前の如く、余りにも過度な重要性が与えられている。このため物事の当然の道理として銀行の貸付能力や銀行の支払能力は準備量に掛かっていると、一般的に考えられている。しかしながら、実際にはこのことは明白に、断固として宣言し得るようなものではない。これら法貨 (lawful money) の準備は、科学的観点から述べるならば、他の銀行資産よりもとりわけ重要であるというわけではない。」「法貨規定を廃止し、一旦、銀行の預金者となり、自行に債権を売却し、支払で硬貨や政府債務を要求する権利がなくなることを人々に認めさせると、上に見た事態 (取付—引用者) を改善させるのに大いに役立つであろう。」「恐らく法貨規定が硬貨あるいは銀行券の実際の、または明白な価値の維持にどれほど役に立ったかを述べるのは困難であろう。・・・私に言える確かなことは、財政が適切に運営されている国では、法貨規定のような法律は貨幣単位の維持にとって不必要であると思われる。」「銀行業についての問題のなかで、銀行券の本質についての議論以上に理解の混乱が見られるものはない。銀行券は一般に金の代替物であると考えられている。それゆえに発券を厳格に規制することは銀行券の安全性にとって必要であると考えられている。合衆国では発券は政府債が基礎になっていると言われているし、イングランドでは発券は金に基づいていると言われている。銀行券の価値はそれらが金に兌換されるという事実に依存していると信じられている。しかし、ここでも再び、そのような理論は歴史によって論破されている。」⁽¹³⁾

ここには銀行業のサイエンスが遺漏なく述べられている。債務と債権の集

中と集積，それらの支払決済の遂行にこそ，銀行業の本来的業務がある。「これが銀行の行っていることの核心（the science of banking）である。」あらゆる債権債務を集中集積し，支払決済を遂行する貨幣取扱業務，すなわちペイメント・システムの提供が銀行の基本的業務であり，銀行信用発生の基礎である。即ち，両替業・預金銀行における預金振替業務の遂行によって，彼らの一覧払預金債務が決済機能＝絶対的貨幣機能を持つ社会的規範が形成されることを前提にして，銀行は自らの一覧払預金債務を貸し付けることが出来るのである。中世預金銀行にも見られた如く，銀行業の核心的業務は貸付ではなく，支払決済システムの提供であり，そのペイメント・システムの生成が銀行信用の貸付を支えているのである。かくて，預金通貨の生成は銀行券に先行する。その後，債務証書の譲渡性が承認されるようになって生成する銀行券は，創造された預金通貨から主要には一般流通の取引手段として引き出されたものである。税金支払い手段としての国家貨幣＝現金の貸付，およびその「便利な代替物として」，銀行券発行業務が展開されてきたのではない。さらにまた，決して国家貨幣の準備を背景に預金通貨や銀行券が創造されたのではない。内生的貨幣供給論の核心を理解しているなら，上記のような理解が出てきようがない。⁽¹⁴⁾

銀行信用のこのような構造は，イギリス銀行史研究を通じて，40年以上も前から繰り返し論じてきたが，なかなか理解されないままであった。海外の研究に目を転じると，同様な見解が散見される。「工業化以前のヨーロッパの金融システムの主要な動力は，貸付それ自体ではなく，支払決済であった。・・・工業化以前のヨーロッパのふたつの主要なイノベーションである預金銀行と為替手形は，この必要に対処するために発展したのであった。貸付は元々，ペイメント・システムへの付加物 adjunct として発展したのであって，その後，他の諸機能へと拡大したのであった。」⁽¹⁵⁾ 中世にあっても，預金銀行が提供する預金通貨による支払決済の効率性は卓越しており，「例えば，1456年から1459年，ジェノヴァの一銀行は，為替手形で海外から160,000リーブルを受領したが，そのうち，たった7.5%だけが現金支払いで，残りの92.5%は銀行内決済であった。」⁽¹⁶⁾

レイン&ミュラーによると，「ベネチアの銀行家の約束書は転々流通する

紙券通貨の形を取ってこなかった。代わりに、銀行家の帳簿に記帳された彼らの債務金額は、債権者から他の債権者へと口頭指図で振替えられていた。コインは主に少額取引で使われ、銀行信用は大額の商業取引や政府取引で最も広範に使われる貨幣形態となった。／ いまや一般的に合意されるようになったが、真実の銀行業は貨幣貸付やあるいは質屋業からではなく、両替業務から生成発展したのである。」「中世や近代初期のヨーロッパの諸市場では、銀行と彼らが創造した支払手段は、取引を仲介し促進する上で重要な役割を演じた。たとえ銀行貨幣が主に口頭指図によって、それ故にもっぱら地元の市場でしか流通しなかったとはいえ、せいぜい偶然にしか良貨が入手しえないことによって生ずる不便を克服する助けとなった。広範に使われている計算貨幣建てで記帳された、容易く振替えられうる銀行預金すなわち請求権は、銀行券の先駆であった。」⁽¹⁷⁾

ところで、ペイメント・システムを軸にした貨幣内生説は、わが国ではすでに早や1970年代に板倉讓治氏や横山昭雄氏らによって、簡潔に展開されていた。1990年代前後にみられた欧米での貨幣論ルネサンスの展開を見ると、両氏の見解は極めて先駆的である。板倉氏は以下のように論じておられる。「資金というのは貸借の『借』にあたるものであって、銀行の貸が起こることによって『借』つまり資金が信用機構の中に生まれ出て、貸が存続する限り存続し、貸が消滅する時に同時に消滅する。貸借は常に両建てで信用機構の中に存続するから、貸の増加があれば必ず同額の借つまり資金が増加し（100%の信用創造）、貸借残高は、累積してゆくものであって、銀行の『貸』がいくら増えても『中央銀行の金融政策によって資金不足が作り出されない限り』、『それ自体の原因』では資金不足ということは起こらない。これが『貸借機構の基本原則』であることをまず強調しておきたい。」「本来資金というものは銀行の貸出によって生まれてものであって、貸出がいくら増えても資金不足が生ずるものではなく、信用機構の中の資金需給は常に均衡しているというのが、『貸借機構の基本原則』なのであるということです。」⁽¹⁸⁾

横山氏の理解も傾聴されるべきである。「金融システム全体を考えると、まずなによりも市中銀行の対民間与信行動が、システム作動の始発点であると、考えたいと思う。・・・別な言い方をすればこの経済にあっては、銀行

の与信行動が、そしてそのみが預金すなわちマネーサプライを生み、従って与信残高が、マネーサプライ残高に等しくなる。／ このように銀行は主として企業に対して使用供与を行い、それに見合って自らの負債としての預金を生み出す。誤解をおそれずに言うならば、銀行はまさに“無から有を生み出すことができる”のであり、一般にこれを信用創造と呼んでいる。現代信用体系が作動するメカニズムは、まずはじめに与信ありきである、ということをごくりかえし強調しておこう。」「預金通貨が先に市中銀行によって主として企業向けに供与され、それによって企業行動・経済活動が誘発・循環させられるという、いわば経済の起爆的役割・性格が強いものに対して、銀行券はこうして実現・進行している経済活動の結果、生み出された個人所得の受払、それに随伴する家計の消費活動がむすびついて需要され、発行されるのである。それは預金通貨が経済活動の『原因』ともいふべき側面が強いのと対照的に、まさしく経済活動の『結果』である。」⁽¹⁹⁾

レイやベルらにもよく引用されるミンスキーの貨幣創造のバランスシート・アプローチも、上記の銀行信用論の構造の中で理解されるべきであって、国家貨幣である fiat money を準備に民間銀行の信用貨幣の創造が行われるといったものでは決してない。「貨幣は、銀行による融資活動の中で創造され、そして銀行が所有する負債証書の約定が履行されたときに消滅するという点でユニークである。貨幣は正常な業務経過の中で創造され、そして消滅するのであるから、その発行額は資金需要に応じたものになる。銀行は、貨幣の貸し手が直面する制約に縛られない—銀行は貨幣を貸しつけるにあたって手元に貨幣をもっている必要はない—からこそ重要である。銀行がこのような伸縮性をもっていることによって、長期間にわたって資金を必要とする事業計画が、その資金を必要だけ調達可能となるように手配することが出来る。銀行による貸付限度額の設定と関与は、資金所有と同然の機能を果たす。」⁽²⁰⁾

銀行業務の核心たるペイメント・システムを基礎に、一覽払の預金債務が貸付により創造されるという「貸借機構の基本原則」や「預金がマネーである」ことが明白になれば、信用貨幣は金準備や国家の fiat money のベースマネーに支えられて創造されるといった銀行信用論の俗説は消え去り、信用

貨幣を「便利な代替物」といった誤解も消え去るであろう。

ケインズもこのような認識を『貨幣論』（1930年）では持っていた。「受動的に創造される預金の一部は、それが自行の能動的に創造される預金の結果ではないときにもなお、他行の能動的に創造する預金の結果である。／すべての支払が小切手で行われ現金がまったく用いられない国で、外部の世界とは何の関係も持たない封鎖的な銀行組織を創造し、さらにまた、このような事情のもとで銀行はすこしも現金準備を保有している必要を認めず、銀行相互間の債務は〔現金以外の〕他の資産の譲渡によって決済すると仮定するならば、それらの銀行が歩調を揃えて前進するかぎり、銀行が安全に創造し得る銀行貨幣の額には、何らの限界もないことはあきらかである。」⁽²¹⁾

ロジャーズ&ライムズによれば、ケインズのこのような見解、すなわち、「貨幣は内生的であるというだけでなく、最重要点は、銀行制度は・・・何ら外生的な貨幣を必要としない点にまで発展するということである。」「準備など存在しないのである。ベースもないのである。」「ハイパワードマネーや fiat money は何等必要とされないのである」という理解は、『貨幣論』から『一般理論』への経過のうちに消え去ってしまったという。⁽²²⁾

100年も前にイネスは、「銀行業についての問題のなかで、銀行券の本質についての議論以上に理解の混乱が見られるものはない。銀行券は一般に金の代替物であると考えられている。」と嘆いているが、このことの意味はこれまで十分には理解されてこなかった。銀行口座の上に構築されたペイメント・システムこそが預金通貨や小切手、更に銀行券等の銀行通貨を生み出したのである。「貨幣は信用だ」という銀行業の「いろは」が理解されないがために、「貨幣の発展を・・・民間・市場主導の対応」と見てきたはずのマルクス信用論者までもが国家一辺倒の貨幣論を展開し、他方、メタリストを厳しく批判してきたレイらカルタリストがメタリストの現代貨幣理解を共有する結果になったのである。

ところで、銀行業、銀行通貨の理解は、単に銀行技術的な問題レベルにとどまるものではない。預金銀行業の展開は「私的な決済システムの成立」を、すなわち、「ソブリンマネーに取って代わり機能する独自のマネーシステム」を創出し、中世ヨーロッパでは「大陸規模で通用するプライベートマネー」

を生み出すこととなったのである。「主権者の支配から逃れる最も確実な方法は、相互信用の私的なネットワークを築くことだった。」「こうした私的な決済システムの創設が、現代の銀行業の原点となったのである。」⁽²³⁾明らかに貨幣概念は拡大されねばならない。

クナップは銀行券を「非国家的支払団体の表券通貨」と見なし、預金通貨について、「表券性は拒否されて」おり、「今迄徹頭徹尾箇片の交付に結合せられていた支払の概念を再び拡大せねばならぬ。」すなわち貨幣の表券性は否定されている。「ハンブルグ振替銀行は国家的貨幣に対する価値単位と関係なく独立に銀行マルクなる価値単位を創造した……。」「凡ての支払団体は価値単位を創造し得ることを教えた。……国家は只最も普通で最も古い支払団体ではあるが、決して唯一の支払団体ではない。されば支払組合の法律構成が価値単位を創造する。」「支払は如何なる場合に於ても一の支払団体を前提する事象である。此支払団体が国家であるか、或は銀行の顧客範囲であるか、或は其他支払組合であるかは従属的な問題である。否支払団体は国家を超越することさえ出来る。」かくて、銀行信用が生み出す銀行通貨は、「其通用性は一国領土内に制限」されず、「国家を超越することさえ出来る」「自己発生的貨幣」である。「非国家的支払同盟」によって創造された銀行通貨においては、「貨幣概念は拡大せられているのである」。⁽²⁴⁾カルタリストと言われるレイやベルの議論が如何にカルタリストの本家クナップの見解と相容れないか明白であろう。

と同時に、クナップは、国家が「最初は単に私的な貨幣にすぎない」銀行券を「其金庫に於て支払要具として受領せられると宣言することによって其受容を言渡すや否や、そは国家貨幣に成ることが出来る」といい、さらに「最初は私的団体に於ける支払である」振替支払を「同様に受容に由って、国家的団体に於ける支払に引き上げられることが出来る、即ち、国家が振替団体に加入し、かくて自己に対する支払は振替施設の利用に由って弁済するも差支えなきことを許容する時は、是に依って物的な支払要具が受容せられるのではなく、法律上の支払手続が受容せられるのである。」⁽²⁵⁾かくて、クナップが「全支払制度は法制の創造物である」と主張する意味がより鮮明になる。

「吾々が既に劈頭に於て喝破したる如く、全支払制度は法制の創造物であ

る。吾々は今やこれに付加して、その国家的なると私的なるとを問はず、団体に於ける法制の創造物であると言ふ。簡単に解すれば此命題は、支払制度は統治的現象であると言う。」⁽²⁶⁾すなわち、私的な貨幣たる銀行券も、私的な支払団体の預金通貨も国家貨幣になるというのは、それらの流通根拠が国家の強制通用力ではなく、私的に作り出されたそれらでの支払決済が社会的に最終決済として絶対的貨幣機能を果たしていることを国家が受容し承認するということである。国家が私的貨幣を受容するなり、非国家的支払団体に参入し、自己への支払を「施設の利用に由って弁済するも差支えなきを許容する」ことは、すでに社会的規範となっている私的な貨幣や非国家的支払団体の支払決済を、「貨幣は債務者をその債務から免除する」⁽²⁷⁾ものとして、法的にも承認することである。「支払制度は統治現象である」と言われる意味が了解されよう。事実、拙著で紹介したように、中世での預金銀行の発展と共にその預金通貨での支払を、また近代初期のイングランドでの小切手や預金通貨、銀行券での支払いが最終的な決済・清算手段であるということを実例として国家も承認せざるを得なくなっていた。また、制限条例期のイングランドや1930年代の米国で、金約款が否定されて来たことも、「支払制度が統治的現象である」ことを如実に語っていると言えよう。

しかしながら、このような社会規範は国家の介入によって初めて出来上がったわけではない。産業革命期のスコットランド諸銀行で見られた恐慌期の銀行倒産発生の際、民間諸銀行が倒産銀行の負債を協同して引受け、不良債権の清算が行われていたし、またイングランドでも18世紀末からの対仏戦争時の恐慌期には住民らの集会での決議に基づき、銀行券がその兌換が不問に付されて流通した事実や、19世紀後半のアメリカの恐慌期、手形交換所の発行した手形交換所貸付証券が最終的な支払決済手段として受容されていた事実も思い起こされるべきである。

銀行通貨を創造する非国家的貨幣信用制度は、「ソブリン・マネーに取って代わって機能する独自のマネーマシン」を生み出していたのである。国家貨幣たる fiat money によって支えられなければ流通しないような非国家的貨幣制度が生み出されたのではない。民間の債権債務関係の生成・展開がペイメントシステムを生み、そのペイメントシステムが信用貨幣の流通を支

えて発展させたのである。したがって、ペイメントシステムの崩壊がもたらす経済社会の崩壊を阻止すべく、経済社会の協同行為が発展し、イングランドで見られた兌換を停止した銀行券流通やスコットランドで見られた発券銀行による不良債権の協同清算が社会規範として登場したのである。中央銀行の最後の貸し手機能やその内容の拡大は、経済社会に形成されたペイメントシステムを支える協同行為のひろがりという社会規範を基礎に持つ。Taxes-drive-money や法貨規定によって信用貨幣が流通しているのではない。

「中央銀行は信用制度の軸点である。そして金準備はまた銀行の軸点である。」「忘れてならぬことは、第一には、貨幣—貴金属の形態での—は依然として、信用業が事態の本性上、けっして離脱しえない基礎だということ」であるといったマルクスの言説は、銀行信用発生の基礎であるペイメント・システムを見ず、現ナマの貸付から銀行信用の構造を説こうとした誤りの帰結であった。マルクスの銀行論と MMT のそれは発想を共有していたと言える。戦後、わが国ではあまり読まれることもなかったクナップやイネスの著作にいま少し目を向けられるべきではなからうか。次稿でインガムのイネス批判を取り上げ、あらためて資本家的貨幣信用制度における国家と貨幣の関係を考えてみたい。

- (1)(2) マルクス『資本論』、長谷部文雄訳、青木書店、第1部、272-3頁、第3部、568-9、730、808頁。
- (3)(4) ケインズ、前掲『貨幣論』、6、7頁、下線は引用者。ここでは、「価値単位は常に技術的に定義せられるものではなく、支払要具の凡ゆる組織に於て何等の例外なく、他の方法即ち歴史的に定義せられることに対する理由は、債務が存在しているという事実に存して居る。」(クナップ、前掲書、14頁)という『貨幣国定学説』の主張の根幹は消え去っている。
- (5) ケインズ前掲書、6頁、下線は引用者。
- (6) 同、15-16頁。
- (7) 同、6頁。
- (8) L. Randall Wray, *Understanding Modern Money*, 1998, pp.163-166. 内藤氏は MMT の信用貨幣論に以下のような感想を洩らしておられる。「一見すると、信用貨幣論では貨幣供給が内生であるのに対して、表券主義では国家による外生的貨幣供給となるため、対立する見解のように見なされる可能性が存在する。」としながらも、「両者は補完的」で、「共通の基礎を有している」と考えられているようである。そのため、様々な誤解

がみられる。手形交換所も国家によって設立運営されてきたのでもないし、19世紀前半にイングランド中央銀行券が法貨規定を受けた後でも、イングランド銀行は民営のままであった。「銀行間の決済のためには中央銀行が存在し、通常は国家がその運営を行っている」と言われるが、それではなぜ日本銀行は今日も株式会社であり、株式は50%に届かないが、民間に保有されているのか。また、「中央銀行が民営でない理由の一つは、中央銀行の業務だけでは利潤を追求するのが困難であるという点である」と勘違いされておられる。その貸借対照表を見られれば、大いに利益を上げていることが分かるであろう。さらに「信用貨幣は名目的な貨幣であり、支払手段として流通するためには、少なくとも社会による、現実的には国家による保証が必要である。」ということは何を意味しているであろうか。信用貨幣の流通は貸付債権の健全性に支えられているのであって、それが崩れれば、いくら金準備があろうとも、さらに国家が支えようとも、信用貨幣の流通はいずれ不可能となろう。内藤敦之「貨幣・信用・国家—ポスト・ケインズ派の信用貨幣論と表券主義—」(『経済理論』第44巻第1号, 2007年), 66, 73頁参照。

- (9) 拙著『イギリス信用貨幣史研究』, 九州大学出版会, 1982年, 第3部「イギリス産業革命期の信用貨幣」参照。
- (10) 拙稿「マルクス信用理論体系再考」, 『佐賀大学経済論集』第51巻第1号, 2018年参照。
- (11) クナップ, 前掲書, 2頁。クナップがいまひとつ重視していることは、貨幣存在の前提としての債務の存在と債務の名目性である。「価値単位は常に技術的に定義せられるものではなく、支払要具の凡ゆる組織に於て何等の例外なく、他の方法即ち歴史的に定義せられることに対する理由は、債務が存在しているという事実存して居る。・・・而して国は其裁判制度によって成立せる債務を維持する。」「債務の名目性及び価値単位の名目性は貨幣の成立に対する必要な前提である、・・・貨幣は又支払要具である、併し単に素材的な支払要具ではない。・・・価値単位の名目性、従って又支払要具債務の名目性は何等新しい現象ではなく、非常に古い現象にして、而も今日尚存続して居り且永久に存続するであろう現象である。」

以上の主張は、いまひとつ重要な彼の認識とともに、我々が注視するイマジナリー・マネーや extrinsic value の議論に関わる。すなわち、「凡ての支払団体は価値単位を創造し得る・・・国家が・・・決して唯一の支払団体ではない。」とみるクナップは、「非国家的支払団体」は国家を超える認識していたことである。これまで注視されることは少ないだけに、重要である。以下の認識は、ケインズやレイらのクナップ理解を超えるものであろう。「吾々は振替取引を考察して以て、物の譲渡なくして行はれる支払の存在すことを洞察する。是れに由つて吾々は支払の概念を今迄とは異つて把握すべき必要あるを見る。簡片による支払を振替支払と同様に包括する支払の統一的概念にして存在すべきものとすれば、物の譲渡は支払の本質的要求であつてはならない。されば総ての支払の本質的兆表は振替支払に於てのみ見出すことが出来る、併し、簡片支払に於ても亦密かに立証さるべきものでなければならぬ。吾々は支払の普遍的概念を次の如く把握せんと企てたい。／ 支払は如何なる場合に於ても一の支払団体を前提とする事象である。此支払団体が国家であるか、或は銀行の顧客範囲であるか、或は其他支払組合で

あるかは従属的な問題である。否支払団体は国家を超越することが出来る・・・／併しながら金属秤量制の征服せられるか否や、支払団体は統治的指導 (regiminale Leitung) を有たねばならない、即ち支払の種類及方法を法律上整理する勢力が存在せねばならぬ、支払団体は此場合指導の発する中心点を有っている、国家の貨幣に於ては夫れは国権であり、私的支払団体に於ては夫れは例えば銀行である。」(クナップ、前掲書、206、210-211頁、下線は引用者)。

「振替支払は先ず何よりも非国家的支払団体に現はれる点に於て銀行券による支払と同類である。・・・振替支払はその際『箇片』が使用せられないという点に於て、・・・表券性は拒否せられている。・・・今まで徹頭徹尾箇片の交付に結合せられていた支払の概念を再び拡大せねばならぬ。」「ハンブルグ振替銀行が国家的貨幣に対する価値単位と関係なく独立に銀行マルクなる価値単位を創造したことは特に教訓的な事情にして、凡ての支払団体は価値単位を創造し得ることを教えた。・・・国家は只最も古い支払団体ではあるが、決して唯一の支払団体ではない。されば支払組合の法律構成が価値単位を創造する。吾々の出発点たりし、国家のみが支払団体であるという直観に比較すれば、此点は大いに拡張せられている。」そしてこの非国家的支払団体について注目すべきは、以下の指摘である。「支払団体は如何なる場合に於ても一の支払団体を前提する事象である。此支払団体が国家であるか、或は銀行の顧客範囲であるか、或は其他支払組合であるかは従属的な問題である。否支払団体は国家を超越することさえ出来る。」

すなわち、「貨幣箇片の通用は国家の領土に制限せられる」が、非国家的支払団体は「国家を超越することさえ出来る」より広い信用関係、債権債務関係を体现していることである。このため、国家は、非国家的支払団体の通貨たる預金通貨や銀行券を国家の金庫で受領することで、非国家的振替団体に参入していかざるを得ないのである。

「支払団体は統治的指導を有たねばならない。即ち支払の種類及方法を法律上整理する勢力が存在せねばならぬ、支払団体は此場合指導の発する中心点を有っている、国家の場合に於ては夫れは国家であり、私的支払制度に於ては夫れは例は銀行である。」そして、国家が銀行券や振替支払を「其金庫に於て支払要具として受領せられると宣言することによって其受容を言渡すや否や、それは国家貨幣に成ることが出来る。・・・即ち国家が振替団体に加入し、かくて自己に対する支払は振替施設の利用に由って弁済するも差支えなきことを許容する・・・。」

最後にクナップはこのような発展の結果、金属貨幣や銀行券の廃止を展望する。「振替支払は実に貨幣を充用しないからして、貨幣は廃止せられるであろう。・・・貨幣は確かに廃止せられんも、然も残存するものは支払であろう。吾々が好んで貨幣経済として表示する今日の経済組織は貨幣に依存するものではない。」(クナップ前掲書、12、14、23、24、30、50、51、201、206、210、211、216、217、306頁、下線は引用者)。

クナップの貨幣論の体系は、遙か古代にさかのぼる貨幣の起源から、資本家的貨幣の生成にとどまらず、不換銀行券論争や不換の国際通貨ドルの流通、更には今日のキャッシュレス社会の到来までもを包摂する内容を持っていた。

12) 同、10、177、184頁。

- (13) A. Mitchell Innes, "What is Money?" in *The Banking Law Journal*, May, 1913, pp.392-3, 402-6, 下線は引用者, 拙訳「イネス, 貨幣とは何か?」『佐賀大学経済論集』第52巻4号, 第53巻1号, 2020年3月, 5月, 所収, 参照。
- (14) 前掲拙著『イギリス信用貨幣史研究』, 第7章「地方銀行における預金銀行業務の展開」, 8章「産業革命確立期における銀行券発行業務」, 「結ぶ—総括と展望—」, 前掲拙著『貨幣・信用・中央銀行』, 第8章「銀行信用論—支払決済システムの生成—」参照。事実, 19世紀初期までイギリス産業革命期の工業地方銀行では貸付金利と預金金利が同一であることもしばしばで, 収益は口座取引手数料からなっていた。ペイメント機能を提供することが出来る故に, 商業銀行は信用を創造し貸し付けることが出来たのであって, さらに当座性預金や貯蓄性預金も受け入れることで, 中長期の金融仲介機能をも展開することが出来るのである。17世紀後半のロンドンでは, 為替手形割引を主力とする金匠銀行と不動産担保貸し付け中心のスクリヴナー銀行との分業が見られた。
- (15)(16) Meir Kohn, "Bills of Exchange and the Money Market to 1600," Department of Economics, Dartmouth College, Hanover, NH 03755, Working Paper 99-04, February, 1999, p.21, Id., "Payments and the Development of Finance in Pre-industrial Europe," Working Paper 01-15, Nov.2001, p.1 参照。下線は引用者。
- (17) *Frederic C. Lane & Reinhold C. Mueller, Money and Banking in Medieval and Renaissance Venice, Vol. I, Coins and Moneys of Account*, 1985, pp.62,64, 下線は引用者。
- (18) 板倉譲治『私の金融論—資金需給と金利水準変動のメカニズムに関する誤解と私見—』, 慶応通信, 1995年(初出, 1971年), iv-v頁。
- (19) 横山昭雄『現代の金融構造—新しい金融理論を求めて—』, 日本経済新聞社, 1977年, 27, 28, 64頁。
- (20) ハイマン・ミンスキー『金融不安定性の経済学—歴史・理論・政策—』, 吉野紀・浅田統一郎・内田和夫訳, 多賀出版, 1989年, 309頁。
- (21) ケインズ前掲書, 26-27頁。
- (22) C. Rogers & T. K. Rymes, "The disappearance of Keynes's nascent theory of banking between the Treatise and the General Theory," in *John Smithin ed., What is Money?*, 2000, pp.263-264. ケインズがこのような銀行論の展開を放棄したことについて, 以下のように指摘されている。『『貨幣論』においては銀行業の純粹理論は名目的な外生的“貨幣”によって与えられるアンカーが消滅した世界に適用されている。『一般理論』ではケインズはこの点を曖昧にしている。なぜならば彼は multiple real equilibria な理論を確立したかったからである。・・・』(op. cit., p. 257)。
- (23) フェリックス・マーチン『21世紀の貨幣論』, 遠藤真美訳, 東洋経済新報社, 2014年, 150-151, 160, 164頁, 楊枝「書評, F. マーティン著『21世紀の貨幣論』」, 『政経研究』105号所収, 2015年を参照されたい。
- (24) クナッパ前掲書, 201, 206, 210頁。
- (25) 同, 216, 218頁。
- (26) 同, 218頁。
- (27) 同, 66頁。